

障害者自立支援法に関する事業者説明会（H22. 4. 12）質問&回答

No.	質問事項	質問内容	回答	回答者
1	福祉・介護人材処遇改善事業 実績報告書の作成	障害福祉サービス事業の訪問系サービス事業者が、介護保険の事業者指定を併せて受けている場合の実績報告書の作成についてどのように作成したらよいのか。	本事業は、障害福祉サービス事業所等の総額に、決められた交付率を乗じて助成金の額を算定し、当該障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員の処遇改善を目的として助成する事業であることから、障害福祉サービスに従事する職員の常勤換算数を適正に算定し、介護職員処遇改善交付金との二重交付にならないように実績報告書を作成してください。	施設福祉担当
2	福祉・介護人材処遇改善事業 実績報告書の作成	平成22年2月及び3月サービス提供実績から計算される交付金部分について、平成21年度実績に含める必要があるのか。	平成22年2月及び3月分は平成22年度事業として取り扱うこととなります。よって、実績報告書の作成は平成22年度が終了した時点で平成22年度事業分の一部として作成してください。	施設福祉担当
3	高次脳機能障害に対する取組	医師の診断ではっきりわかるのか。	記憶障害、注意障害等の認知障害により、日常生活や社会生活への適応に困難を有する者への支援対策を推進するため、この一群が示す認知障害を「高次脳機能障害」とする診断基準が、国のモデル事業を契機に示されました。なお、この診断基準については、今後の医学・医療の発展を踏まえ、適時、見直しを行うこととされ、診断基準の具体的な活用方法は今後も検討される予定です。	地域生活支援担当 リハビリテーションセンター